

平成 26 年 5 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 26 年 5 月 26 日（月）

場 所： 箱根町立郷土資料館 学習室

出席者： 唐澤久雄委員長、菅井清登委員、石井清美委員、勝俣正志委員、
小林恭一教育長

勝俣敏教育次長兼学校教育課長、大和田公一生涯学習課長、安藤正
博生涯学習課副課長、石川憲一学校教育課副課長、藤田学校教育係
長

欠席者： なし

傍聴人： 1 名

議 事：

1 開 会

委員長より、開会の宣言【午後 1 時 00 分開会】

2 前回会議録の承認について

会議録が承認され、教育委員全員署名

3 教育長等諸報告について

(1) 教育長より報告・謝辞

(2) 学校教育課副課長より、4 月教育委員会会議以降、5 月教育委員会会議ま
での間における会議等への出席に関する謝辞・報告

(3) 学校教育課副課長より、5 月教育委員会会議以降、6 月末までの間におけ
る会議・行事等の予定連絡

4 議 第

(1) 議案第 16 号 平成 27 年度教科用図書の採択における採択地区に関する 意見について

学校教育課副課長 〔議案第 16 号朗読。〕

教育次長 本議案は、本日、教育委員会の議決をいただき次第、神奈川県教育
委員会へ教科用図書の採択における採択地区に関する調査票を送付
しようとするものであります。提案理由にもありますが、調査票下段
の参考欄・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第
12 条第 2 項に、都道府県の教育委員会は市町村の教育委員会の意見
を聴いたうえで、採択地区の設定または変更を行わなければならない
と規定されており、このたび、神奈川県教育委員会より来年、平成
27 年度教科用図書の採択地区について本調査票のとおり意見照会が
あったものであります。

本町といたしましては、現状の足柄下採択地区を継続希望するとい
うことで、②の採択地区については、変更の希望はありませんで回答
しようとするものであります。なお、本議案の内容はこの次の日程・

請願第1号にも関連があることを予めご承知おきください。それでは、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

委員長 本議案の原案は足柄下採択地区を継続希望するという一方で、②の採択地区についての変更は希望しないということですが、まず私から確認させてください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部が改正され、採択地区が市・町・村の区域、またはこれらの区域を併せた地域に変更されたということですが、この改正によって採択方法を変更しなければいけないものなのか、それとも今までのような共同採択でも良いのでしょうか。

教育次長 改正されました義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の変更内容は、大きく3点あります。一点目は、都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を、市または郡の区域、またはこれらの区域を併せた地域だったものから、市・町・村の区域、またはこれらの区域を併せた地域に変更された点です。二点目は、2以上の市・町・村の区域を併せた共同採択地区内の市町村教育委員会は規約を定めて採択地区協議会を設けなければならないというふうに、協議会が正式に規定をされました。また、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないと新たに規定をされたものであります。変更の三点目ですが、教科書を採択した時は採択結果及び理由等を公表するように努めることとされました。

以上3点を変更するように改正されましたが、従来どおり、都道府県教育委員会が市町村の意見を聴いて、採択地区を設定しなければならないことに変更はありません。よって、都道府県教育委員会が採択地区を見直し、市・町・村単位に変更した場合には、当該市・町・村は単独で採択することが法律上は可能となったものであります。引き続き、市・町・村の区域を併せた地域が採択地区として設定された場合には今まで同様、共同採択することも可能であります。

委員長 はい、わかりました。他に、どなたかごさいませんか。

委員 下郡という広域な見地からの採択は非常に有効だと思っております。従いまして、事務局の原案のとおり共同採択の継続に賛成であります。一つ確認させてください。神奈川県内に一町で採択しているところは、どこかありますか。

教育次長 神奈川県内においては、寒川町と葉山町の2町が一町単独で採択しております。

委員 その2町は、どうして一町単独で採択できるのですか。

教育次長 改正される前の法律では、都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位は、市または郡でした。神奈川県内には6つの郡、愛甲郡・足柄上郡・足柄下郡・高座郡・中郡・三浦郡があります。そのうち、高座郡と三浦郡は一郡一町のため、高座郡の寒川町と、三浦郡の葉山町は必然的に一町単独で採択が可能ということになります。

委員 はい、わかりました。

委員 現在は、教科書調査員を湯河原町・真鶴町・箱根町の中から、各教

科1名ずつ出して、小田原市と一緒に調査研究をしていますけれども、箱根町単独で採択をする場合、各教科に調査員を出すことができるかどうか、お伺いします。

教育次長 調査員は、神奈川県教科用図書足柄下採択地区協議会規約において、学校教育の経験豊かな者と規定されており、現状における小田原市と下郡3町との教科書の調査研究は、各教科2～4名の教師、各市町の人数としては小田原市が22名、湯河原町が4名、箱根町が4名、真鶴町が2名、延べ32名で行っています。先ほども述べましたが、無償措置法が改正され、平成27年度からは教科用図書の採択が法律上は各市・町・村それぞれ、単独で行うことも可能になったわけですが、箱根町の中学校においては、その規模からして、各教科に調査員を配置することが出来ない現状にあります。

委員 はい、わかりました。

委員長 それでは、採決いたします。議案第16号につきましては、原案のとおりということよろしいでしょうか。

委員 [全員賛成]

委員長 全員賛成ということで、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

(2) 請願第1号 教科書採択地区についての請願

学校教育課副課長 [請願第1号文書表朗読。]

教育次長 本請願の要旨は、ただいま読み上げましたとおりでございます。その詳細につきましては、請願書の写しを添付してあります。よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

委員長 それでは、請願書の写しをお目通しいただき、何か確認事項・意見等ございましたら、お願いします。

委員 議案第16号で、平成27年度の採択地区について、箱根町は従来どおりで変更の希望はないという意見を今決定しましたので、請願第1号については採択すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

委員長 ただ今、請願第1号については、採択すべきではないという意見がありました。これについてはいかがでしょうか。どなたか他に意見はございますか。

教育長 そのとおりだと思います。先ほどの審議の中で、県へ報告する共同採択という意見で決定いたしました。その中で、いろいろとご質問もいただきましたが、この請願書の中に書いてある内容の答えも全て網羅されているのではないかと思います。寒川町や葉山町が、なぜ一町で採択出来るのかということや、現状の箱根町の規模では一町で調査研究が出来ないこと、寒川町や葉山町も調査研究は近隣の市と一緒にやっているように、うちの学校の規模、教員の人数からして、すべての教科に経験豊かな教員を調査員として出すことは出来ませんので、この請願は採択すべきではないと思います。

委員長 他の委員さんはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 異議ありません。

委員長 全員異議なしということですので、請願第1号は不採択と決定いたしました。

(3) 議案第17号 箱根町社会教育委員の委嘱について

学校教育課副課長 [議案第17号朗読。]

生涯学習課長 ただ今、読み上げられました議案につきまして、候補者の履歴紹介を中心に説明させていただきます。(各種団体の役員履歴等を披露。) 以上のようにスポーツを通じ、社会教育活動を推進されている方ということで、箱根町社会教育委員に推薦しようとするものであります。

委員長 それでは、採決したいと思います。議案第17号については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 全員賛成ということですので、議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

(4) (報告事項) 箱根路森林浴ウォーク2014の結果について

委員長 それでは続けて、報告事項をお願いします。

生涯学習課長 [資料1に基づき、参加状況等について説明。]

委員長 当日は、函嶺白百合学園の学生さんたちが、大きな声で一生懸命に、とても感じよく対応してくれてよかったですね。参加者が、皆、和やかな雰囲気でした。また、よろしく願いいたします。

(5) (報告事項) 町長ヒアリングの結果について

教育次長 去る5月20日に、町長との事務事業打合せを行いました。まず学校教育課ですが、3件のヒアリング項目を挙げました。1件目が高校通学費補助事業のあり方、2件目が中学校校舎長寿命化計画の方針、そして3件目が新たな子ども支援制度が開始するに当たって町立幼稚園の今後のあり方について、所管課としての考え方を町長へ説明し、概ね了承をいただきました。(ヒアリング項目3件それぞれの概要について説明。)

生涯学習課長 同じく、生涯学習課からは2件のヒアリング項目を挙げさせていただきました。1件目が国指定史跡の箱根旧街道杉並木の維持管理のあり方、2件目がレイクアリーナへの指定管理者導入の考え方について、所管課としての考え方を町長へ説明し、概ね了承をいただきました。(ヒアリング項目2件それぞれの概要について説明。)

委員長 はい、わかりました。よろしく願いいたします。

5 閉会

委員長 次回、6月の教育委員会会議の日程については、6月25日(水)午後3時00分からにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで閉会とします。 【午後2時12分閉会】